

○工学院大学学費納入規程

(平成 12 年 3 月 1 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 工学院大学(以下「本学」という。)の学費および学費の納入については、学則による他、この規程に定めるところによる。

(学費の内訳)

第 2 条 学費とは、学則第 36 条のとおりとする。ただし、大学後援会費、校友会費および自治会費等(以下「委託徴収金」という。)も学費に準じて取り扱うものとし、納入金額および納入期日は別表第 2 のとおりとする。

(適用学費)

第 3 条 学費は、原則として入学時に定めた金額を適用する。ただし、転籍により学籍が異動した場合は、当初入学した年度の該当年次の学費を適用する。

2 語学研修費は履修者から実施年度にその実費を徴収する。

(学費の納期)

第 4 条 学費は、先進工学部、工学部、建築学部、情報学部は前期、後期の 2 回分納とする。ただし、前期分納入時に全納することを妨げない。

2 学費納入期日および学費有効期間は、別表第 1 のとおりとする。

3 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

4 納入期日を超えた未納期間は最長 3 ヶ月とし、未納期間内に学費を納入しない者は学則第 30 条の定めにより扱う。

(転籍者の学費)

第 5 条 学則第 27 条により転籍を許可された者は、別に定める期日までに、所定の入学金及び当初入学した年度の該当年次の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第 6 条 学則第 29 条第 2 項および第 30 条第 3 項により再入学を許可された者は、別に定める期日までに、所定の再入学金および学費を納入しなければならない。

2 再入学者の再入学金は、再入学した年次の入学金の半額とする。

3 再入学者の学費は、再入学した学科、年次の学費を適用する(先進工学部・工学部・建築学部または情報学部の 1、2 年次に再入学した場合は、3 年次に授業料が増額される。)。ただし、再入学金以外の入学金は、別に徴収しない。

(休学者の学費)

第7条 学則第28条により休学を許可された者の休学中の学費は、別表第3のとおりとする。

(年度途中の卒業生または退学者の学費)

第8条 年度の途中で卒業または退学する者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

2 日付をさかのぼって退学を願い出ることはいできない。

(停学者の学費)

第9条 学則第31条により停学の懲戒を受けた者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

(学費の納入方法)

第10条 学費は、本学所定の振込票を用いて、第4条に定める納入期日までに電信扱により銀行から振り込まなければならない。

2 振込票は、年度始めおよび後期開始時に、先進工学部、工学部、建築学部、情報学部は保証人あてに送付する。

(学費延納の願い出)

第11条 第4条に定める納入期日までに学費を納入できない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生本人および保証人連署の願い出により学費の延納を許可することがある。

(1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け納入が困難となった場合

(2) その他、やむを得ない理由があると認められた場合

2 前項の場合は、未納期間内に、所定の学費延納申請書に次の書類を添え、本学学事部学生支援課を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 前項第1号に該当する場合は、被災証明書

(2) 前項第2号に該当する場合は、理由を証明する書類

3 延納を許可された者は、学費を支弁する準備ができ次第ただちに納入しなければならない。

(既納の学費)

第12条 すでに納入された学費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 重複または超過納入になった学費がある場合

(2) 別表第1に定める学費有効期間内の休学または退学の願い出の時点で、翌期の学費が前納されている場合。ただし、休学を許可された者が翌期の学費を前納している場合は、免除される額を返還する。

(3) 年度途中で卒業になった場合で、翌期の学費が前納されている場合

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学費納入規定は、平成12年3月31日付けで廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する(休学中の学費に関する条文改正)。
- 2 第7条及び第13条第2号ただし書きは、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する(情報学部・グローバルエンジニアリング学部設置に伴う転籍に関わる条文改正)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する(建築学部設置に伴う条文改正)。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する(停学中の学費に関する条文改正)。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 組織改正に伴い、学生部新宿学生課又は八王子学生課を学生支援部学生支援課とする。
- 3 第6条中の再入学の許可の根拠「学則第30条第2項」を「学則第29条第2項および第30条第3項」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 代議員制度に伴う条文改正。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 先進工学部設置に伴う改正。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学費未納期間を定め、滞納者への学則上の扱いについて明記する。
- 3 学費延納者の扱いについて改める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 納入期日を月末へ変更。
- 3 グローバルエンジニアリング学部廃止に伴う改正。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部第 1 部および工学部第 2 部廃止に伴う改正。

別表第 1

学費納入期日及び学費有効期間

部	期別	納入期日 注)	未納期間を経ての納入期日 注)	学費有効期間
先進工学部	前期分	4 月 30 日	7 月 31 日	4 月 1 日～9 月 30 日
工学部 建築学部 情報学部	後期分	10 月 31 日	翌 1 月 31 日	10 月 1 日～翌年 3 月 31 日

注) 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

別表第 2 (第 2 条関係)

委託徴収金 納入金額および納入期日 (単位 : 円)

		納入金額	納入期日
学生教育研究災害傷害保険料		4,660	入学金と同時
後援会費	入会金	15,000	入学金と同時
	会費	13,000	1年次：入学金と同時 2年次以降：4月30日
自治会費	入会金	1,000	入学金と同時
	会費	7,500	1年次：入学金と同時 2年次以降：4月30日
同窓会費		10,000	4年次の4月30日
校友会費		20,000	4年次の4月30日

別表第3

休学中の学費

(単位：円)

部	休学期間	
	6ヶ月休学	1年休学
先進工学部・工学部・ 建築学部・情報学部	60,000	120,000

注) 実験実習料および施設設備料は全額免除する。